

令和4年度東京都立世田谷総合高等学校入学者選抜について

1 日程

	推薦に基づく選抜 (一般推薦、文化・スポーツ等特別推薦)	学力検査に基づく選抜 (第一次募集) (※)
願書受付日	令和4年1月12日(水)～17(月) 郵送により受付	令和4年1月31日(月)～2月4日(金) 郵送により受付
願書取下げ		令和4年2月10日(木)
願書再提出		令和4年2月14日(月)
実施日	令和4年1月26日(水)	令和4年2月21日(月)
合格発表日	令和4年2月2日(水)	令和4年3月1日(火)
入学手続	令和4年2月2日(水)・3日(木)	令和4年3月1日(火)・2日(水)

※二次募集は一次募集手続き終了後、欠員が生じた場合のみ実施

願書受付日：令和4年3月4日(金) 実施日：3月9日(水) 発表日：3月15日(火)

※ 入学者選抜倍率データ (過去3年間)

		推薦に基づく選抜				学力検査に基づく選抜				入学数計
		定員	応募数	倍率	合格数	定員	応募数	倍率	合格数	
平成31年度 入学生 ()は特別推薦内数	男子	—	27(0)	—	13(0)	—	67	—	66	78
	女子	—	105(9)	—	59(4)	—	101	—	97	157
	合計	72(4)	132(9)	1.83	72(4)	164	168	1.02	163	235
令和2年度 入学生 ()は特別推薦内数	男子	—	16(0)	—	5(0)	—	69	—	57	61
	女子	—	95(10)	—	55(4)	—	99	—	81	136
	合計	60(4)	111(10)	1.85	60(4)	136	168	1.24	138	197
令和3年度 入学生 ()は特別推薦内数	男子	—	29(0)	—	15(0)	—	62	—	57	72
	女子	—	88(11)	—	45(4)	—	75	—	73	118
	合計	60(4)	117(11)	1.95	60(4)	136	137	1.01	130	190

2 本校の期待する生徒の姿

本校は、「高い志を持ち、心身ともにたくましく、かつ柔軟な感性を磨き、これからの時代を充実した人生と共に生き抜く人間」の育成を目指している。本校の教育理念・方針等について十分理解し、特色ある総合学科教育により自己実現に努める強い意志のある生徒の入学を期待する。

- 1 いずれの教科の学習も真剣な態度で取り組んできた生徒
- 2 中学校での学習において得意教科があり、入学後も本校の特色ある教科・科目の学習によってその力を伸ばそうと考えている生徒
- 3 生徒会活動や委員会・係の活動、部活動等における役割を、責任をもって果たしてきた生徒
- 4 学校外における文化・スポーツ、ボランティア等の活動や検定資格取得等において継続的に取り組んできた生徒

※ 特に推薦選抜においては、上記項目1～4の全てに該当する生徒が望ましい。

※ 「文化・スポーツ等特別推薦」においては、入学後3年間、部活動や学校行事と学習を両立させ、他の模範となる生徒が望ましい。

3 選抜方法

(1) 推薦に基づく選抜・・・募集定員の3割 ※文化・スポーツ等特別推薦を含む

① 検査実施日 令和4年1月26日(水) 一般推薦(作文・個人面接)、特別推薦(面接・実技)

② 一般推薦

a) 配点

調査書点	個人面接	作文	合計
500点(※)	300点	200点	1000点

(※) 9教科の素内申45の換算点

b) 検査項目・内容

検査	内容等
集団討論	実施しない ※4(4)新型コロナウイルス感染症への対応のため
個人面接	入退室含め約15分
作文	50分・600字程度
	<p>※過去のテーマ (R3) 学校では、生徒自身が主体的に学び、考え、行動することが重要です。その「主体的な学びや行動」とは、どのようなことか、あなたの考えを述べなさい。また、その考えに基づき、あなたは世田谷総合高校に入学後、何にどのように取り組むか、具体的に述べなさい。</p> <p>(R2) 私たちが生活していく上で、社会に貢献していくことは重要な行動の一つであると言われています。このことについて、あなたの考えを述べなさい。また、その考えに基づき、世田谷総合高校でどのような力を身に付けたいのか、理由を含めて具体的に述べなさい。</p> <p>(H31) 皆さんは将来社会を担う一員として活躍しなければなりません。そのときに、社会人としてどのような力が必要になるか書きなさい。また、そのような力を身に付けるために、これから三年間の高校生活をどのように過ごしていこうと考えますか。</p>

c) 評価の観点

集団討論・個人面接		作文
「コミュニケーション能力」	「思考力・判断力・表現力」	「構成力」
「リーダーシップ・協調性」	「動機・意欲」	「表現力」
「規範意識・生活態度」	「学校理解」	「思考力」

③ 文化・スポーツ等特別推薦 **令和4年度より 新たに「美術」を実施します！**

a) 特別推薦の基準

種目	募集人数	特別推薦の基準
ダンス	男女・2	以下の全てに当てはまる者 ○中学校で3年間部活動に所属した者（ダンス部に限らない。） ○入学後3年間ダンス部でリーダーシップを発揮し活躍が期待できる者 ○総合学科の特色を理解し、学校生活全般で他の生徒の模範となれる者
サッカー	女・2	以下の全てに当てはまる者 ○集団生活において、リーダーシップを発揮できる者 ○中学校で当該部活動を経験している者又は校外クラブチーム等で経験している者で入学後も本校の当該部活動に所属し3年間活動できる者 ○総合学科の特色を理解し、学業と両立することができる者
美術	男女・2	以下の全てに当てはまる者 ○学校行事等の制作活動に積極的に参加しリーダーシップを発揮できる者 ○美術大学進学を希望する者 ○総合学科の特色を理解し、学校生活全般で他の生徒の模範となれる者

b) 配点

種目	調査書点	面接	実技	合計	備考
ダンス	500点 (※)	個人 200点	300点	1000点	
サッカー	500点 (※)	個人 200点	300点	1000点	基礎体力や技術・チームワーク・意欲を総合して判断する。
美術	500点 (※)	個人 200点	300点	1000点	

(※) 9教科の素内申45の換算点

c) 検査内容など

種目	検査会場・検査内容	持参するもの
ダンス	体育館	運動着 体育館シューズ (ダンスシューズも可)
	○課題曲に合わせた創作ダンス（ジャンルは問わない）	
サッカー	グラウンド（雨天時・体育館）	運動着（防寒着） 運動靴（スパイク） すねあて 体育館シューズ（雨天時） ※必ず運動靴と体育館シューズの両方を持参すること。
	1 50m走 2 リフティング 3 ドリブル（コーンの間をジグザグドリブル） 4 ロングキック 5 シュート（ゴールキーパーはセービング、キャッチング） 6 ゲーム形式（応募人数に合わせて形式を設定する）	
	（雨天時）	
	1 30m走 2 リフティング 3 ドリブル 4 シュート 5 ゲーム形式	
美術	美術室等	鉛筆素描に必要な道具（各種鉛筆、消しゴム、練りゴム、カッターなど） 面接で使うポートフォリオ
	○鉛筆素描（静物デッサン）B3画用紙（検査時間：2時間） ※画用紙と画板は学校で用意する。	
	○個人面接の一部で「自己PR」を実施します。 ○「自己PR」とは、持参したポートフォリオを用いて、中学生の時の美術の活動を紹介するものとする。	

(2) 学力検査に基づく選抜（一次募集）

① 検査実施日 令和4年2月21日(月)

② 配点

学力検査	学力検査	調査書	合計
国数英社理	700点 (※1)	300点 (※2)	1000点

(※1) 5教科500点満点の換算点

(※2) 国数英社理：1倍 他の教科：2倍

5教科×5 + (4教科×5) × 2 = 65点満点を300点に換算

※ 令和2年度以前の中学校卒業生である受検者には面談を実施

4 入学者選抜等における新型コロナウイルス感染症への対応について

項目	内容
(1) 出願手続（入学願書等提出方法）	推薦に基づく選抜及び第一次募集・分割前期募集（チャレンジスクール及び定時制課程単位制の選抜も含む。以下「第一次募集」という。）において、入学願書等の書類は、原則として郵送により提出する。 なお、一部の都立高校において、インターネットを活用した出願方法を試行する。
(2) 検査日時	推薦に基づく選抜及び第一次募集における検査は、原則として1日で実施する。 また、第一次募集において、検査間の休憩時間を30分とする（学力検査を行わない学校を除く。）。
(3) 合格者の発表	合格者の発表は、合格者の受検番号を都立高校内に掲示することに加え、ウェブサイトへの掲載も実施する。
(4) 本人得点の開示及び学力検査における答案の開示	本人得点等の開示に関して、不合格者からの申請受付は、入学手続が終了した翌日から受け付ける。合格者からの申請受付は、令和4年5月からを予定している。 なお、定時制第二次募集以降の募集については、引き続き、当該募集における合格発表日から申請を受け付ける。
(5) 推薦に基づく選抜	一般推薦における検査内容は、志願者全員に実施する個人面接のほか、小論文又は作文、実技検査、その他学校が設定する検査のうちから、当該都立高校長が定めたいずれか一つ以上の検査により実施することとし、集団討論は実施しない。 また、文化・スポーツ等特別推薦の基準に、大会の実績や、資格・検定試験等の成績に関わる内容を含めず、「実績等を証明する書類等の写し」の提出も求めない。
(6) インフルエンザ等学校感染症罹患患者等に対する追検査	インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の感染者のほか、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる者として学校保健安全法第19条により中学校が出席停止を行った者なども追検査の対象者に含める。 なお、追検査の応募資格を有する者が、インフルエンザ等のため、出願した追検査を受検することができなかった場合（分割前期募集及び分割後期募集の双方を同様の理由で受検できなかった場合を含む。）は、追々検査を実施する。